

## 2 事前評価項目の選定

事前評価項目は、告示に基づき、表 2-1 のとおりとした。

海洋環境影響調査項目については、後述する事前評価の実施に基づき以下の項目から選定する。

なお、当該一般水底土砂の熱しゃく減量（強熱減量）は一部 20%を超える地点があるが（－4.5m 泊地 表層 2）、概ね下回っていること（図 1-3、表 1-8、表 1-9）及び排出海域は閉鎖性水域ではないことから、告示に則り、水環境のうち「海水中の溶存酸素量」及び「海水中の有機物質の量及び栄養塩類の量」については事前評価項目から除外する。

表2-1 一般水底土砂の海洋投入に関する事前評価項目

事前評価項目		調査項目	
		初期的評価	包括的評価
水環境	海水の濁り	○	○
	海水の溶存酸素量*	○	○
	海水の有機物の量・栄養塩類の量**	○	○
	有機物質等による海水の汚れ	○	○
海底環境	底質の粒径組成	－	○
	底質の有機物質の量	○	○
	有害物質等による底質の汚れ	○	○
	海底地形	－	○
海洋生物	基礎生産量	－	○
	魚類等遊泳動物の生息状況	－	○
	海藻及び藻類の生育状況	－	○
	底生生物の生息状況	－	○
生態系	藻場・干潟・サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	○	○
	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の成育又は生息にとって重要な海域の状態	○	○
	熱水生態系その他の特殊な生態系の状態	○	○
人と海洋との関わり	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	○	○
	海域公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況	○	○
	漁場としての利用状況	○	○
	沿岸における主要な航路としての利用状況	○	○
	海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は採掘その他の海底の利用状況	○	○

注：1. 「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」（平成17年環境省告示第96号）では、「海水中の溶存酸素量（\*）及び海水の有機物の量・栄養塩類の量（\*\*）」については、海洋投入処分をしようとする一般水底土砂の熱しゃく減量（強熱減量）が20%以上であり、かつ、排出海域が閉鎖性の高い海域その他の汚染物質が滞留しやすい海域である場合に選定すると規定している。

2. 「○」は、それぞれの評価において選定する項目、「－」は、選定しない項目を示す。

### 3 事前評価の実施

#### 3.1 評価手法の決定

本申請については、以下に示す内容より、初期的評価を実施することとした。

##### (1) 海洋投入処分量

- ・単位期間あたりの海洋投入処分量が10万m<sup>3</sup>以下（38,976m<sup>3</sup>/年）である（添付書類-1、第2.5節）。
- ・海洋投入処分をしようとする当該水底土砂の堆積厚が30cm未満/単位期間（約7.3cm/単位期間）である（添付書類-2、p.62「3.4 影響想定海域の設定」表3-10）。

##### (2) 水底土砂の特性

- ・一般水底土砂の判定基準に適合している（添付書類-2、p.6「1.2 化学的特性に関する情報」）。
- ・環告第96号の別表第4に掲げる有害物質等が、同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えていない（添付書類-2、p.6「1.2 化学的特性に関する情報」）。
- ・その他海洋生物に対して強い有毒性を示すおそれがない（添付書類-2、p.34「1.3 生化学的及び生物学的特性に関する情報」）。

加えて、後述の「4 調査項目の現況の把握」の結果、影響想定海域内に以下の存在は認められない。

- ・環境基準のうち水質の汚濁に関するものが確保されていない海域、その他の水質の著しい悪化が認められる海域
- ・底質の著しい悪化が認められる海域
- ・藻場、干潟、サンゴ群落その他脆弱な生態系、重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域、熱水生態系その他の特殊な生態系が存在する海域
- ・海水浴場その他の海洋レクリエーションの場、海域公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域、藻場、沿岸における主要な航路が存在するか、海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用がなされている海域

### (3) 累積的な影響、複合的な影響の検討

本事業及び2020年1月（申請時点）までに周辺海域において海洋投入処分が許可された事業に関して、その影響想定海域及び廃棄物の堆積に関する予測結果を整理した（表3-1、図3-1）。

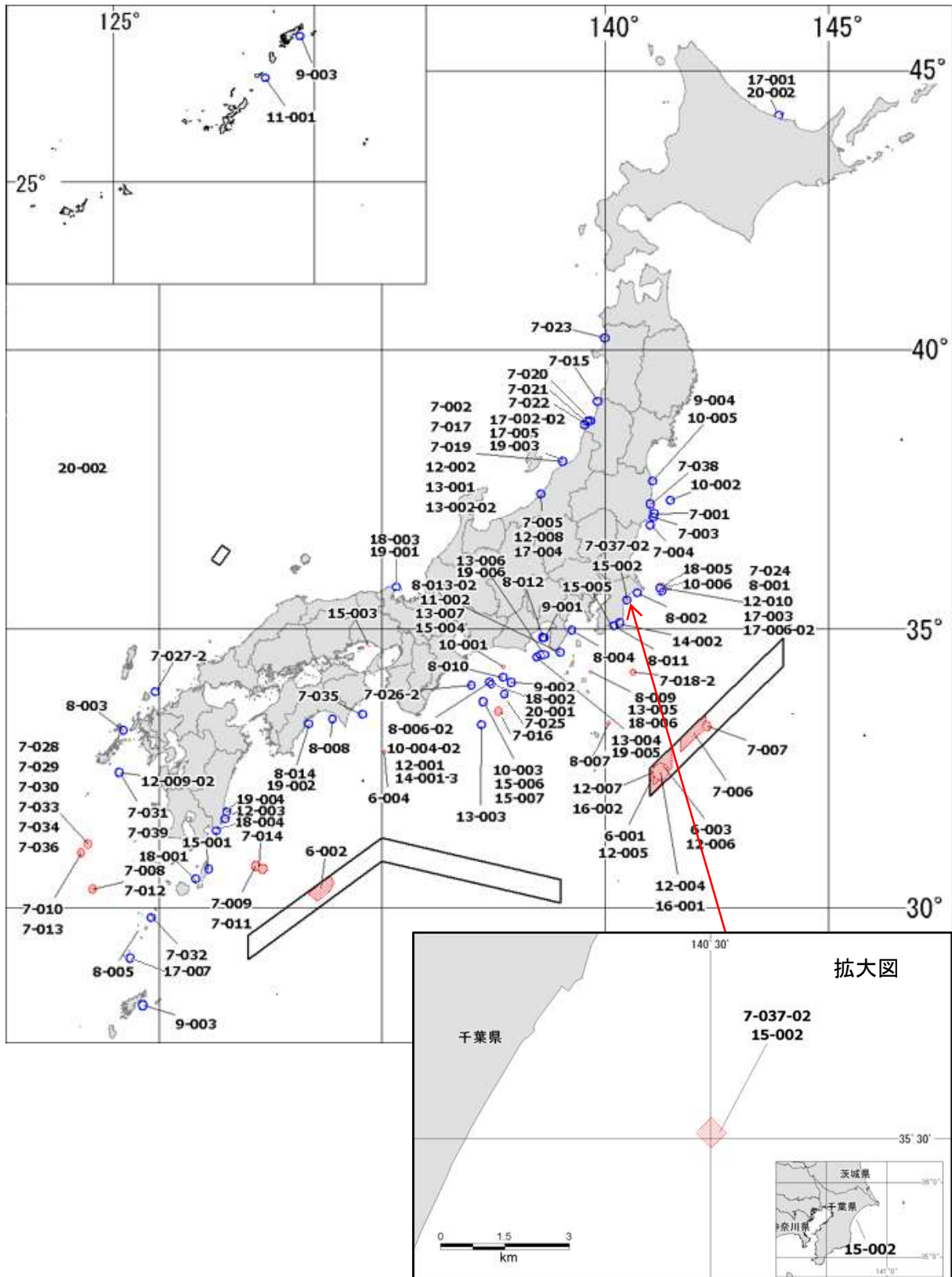
当該排出海域に最も近い許可事業は、千葉県銚子漁港事務所の「8-002飯岡漁港」である。これらの排出海域は当該影響想定海域から約22km離れており、許可の有効期限も2008年2月13日から2013年2月12日までと、本事業における投入時期と大きく異なることから、複合影響の可能性はほとんどないと考えられる。

また、当該海域では、同様の排出海域において、過去に海洋投入処分を実施している（許可発給番号15-002：2015年5月22日から2020年5月21日まで）が、従前の許可は初期的評価に基づくものであることから、手引に従い、累積的影響は生じていないものとする。

以上より、海洋投入処分量及び堆積厚、廃棄物の特性及び影響想定海域の現況把握の結果を踏まえて、事前評価の区分を判断した結果、初期的評価の実施が適当であることを確認した。

表3-1 一般水底土砂の堆積に関する予測結果

廃棄物の種類	事業	予測結果	
一般水底土砂	本事業	影響想定海域	N35° 30' 28"、E140° 29' 49"
			N35° 30' 16"、E140° 29' 35"
			N35° 30' 05"、E140° 29' 49"
	堆積範囲	平均堆積厚 (年間平均値)	N35° 30' 28"、E140° 29' 49"
			N35° 30' 16"、E140° 29' 35"
			N35° 30' 05"、E140° 29' 49"
他事業 飯岡漁港 (許可番号8-002)	排出海域	北緯35° 38' 14"、東経140° 43' 56" 北緯35° 38' 04"、東経140° 43' 56" 北緯35° 38' 04"、東経140° 44' 08" 北緯35° 38' 14"、東経140° 44' 08"	
片貝漁港 (許可番号7-037-02)	排出海域	北緯35° 30.466' 00"、東経140° 29.816' 00" 北緯35° 30.266' 00"、東経140° 29.583' 00" 北緯35° 30.083' 00"、東経140° 29.816' 00" 北緯35° 30.266' 00"、東経140° 30.05' 00"	
片貝漁港 (許可番号15-002)	排出海域	北緯35° 30' 28"、東経140° 29' 49" 北緯35° 30' 16"、東経140° 29' 35" 北緯35° 30' 05"、東経140° 29' 49" 北緯35° 30' 16"、東経140° 30' 03"	



「海洋投入処分許可発給状況」（環境省ホームページ、2020年3月閲覧）より作成  
[http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean\\_disp/3hakkyu/map\\_japan.html](http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/map_japan.html)

図3-1 当該排出海域と近傍の他の排出海域の関係



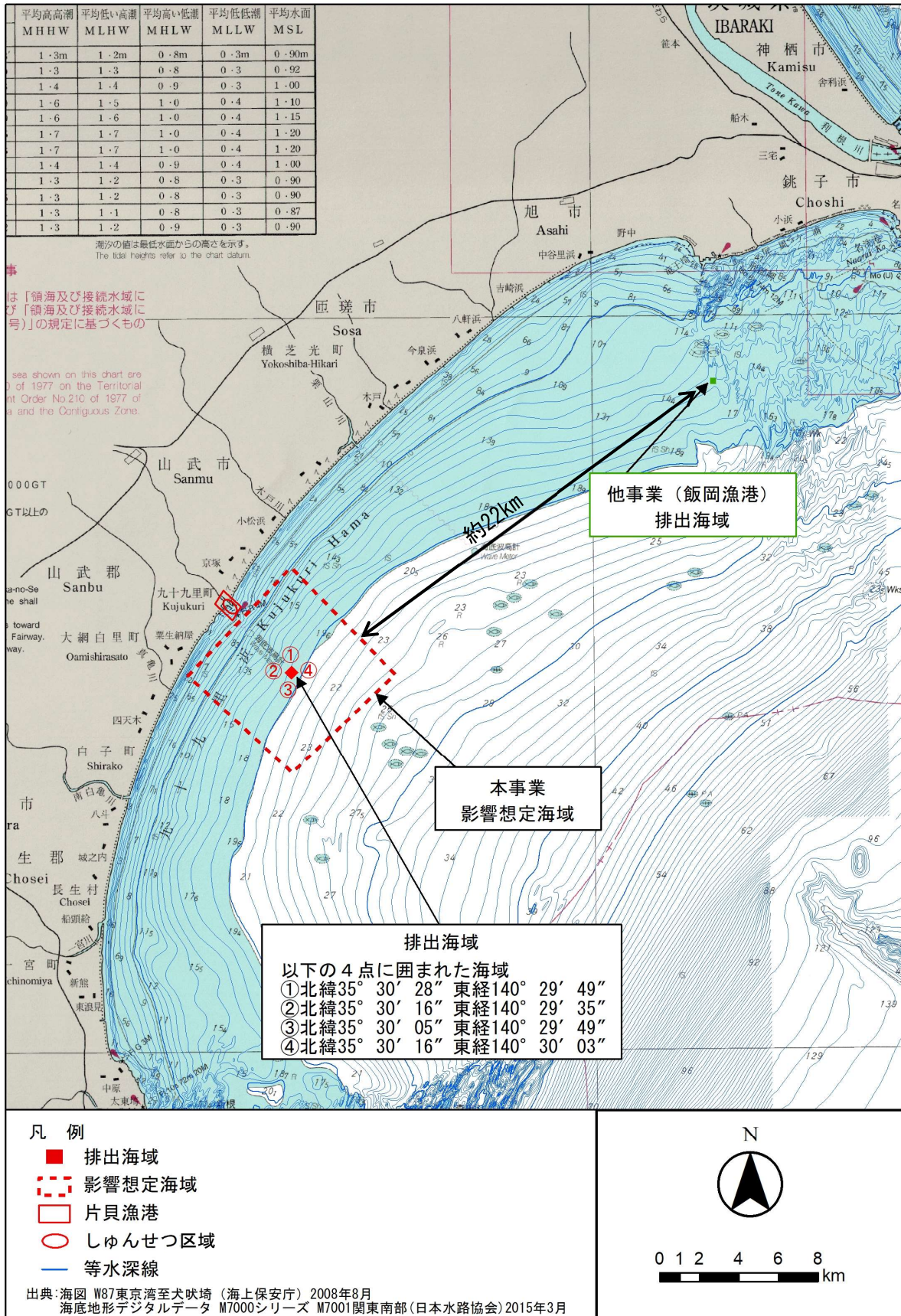


図3-2 本事業の影響想定海域と周辺海域において海洋投入が許可された他事業の排出海域

### 3.2 海洋環境影響調査項目の設定

初期的評価においては、表 3-2 に掲げるものを評価項目とし、それぞれの指標を用いて評価を行った。

表3-2 一般水底土砂の海洋投入に関する海洋環境影響調査項目（初期的評価）

事前評価項目		調査内容
水環境	海水の濁り	透明度
	有害物質等による海水の汚れ	カドミウム、全水銀、n-ヘキサン抽出物質等
海底環境	底質の有機物質の量	強熱減量、TOC（全有機炭素）
	有害物質等による底質の汚れ	カドミウム、全水銀、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ダイオキシン類
生態系	干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	干潟、藻場、サンゴ群落の状況
	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態	保護水面の指定状況 重要な種等の状況 主要な水産生物の生育・産卵場の状況
	熱水生態系その他の特殊な生態系の状態	化学合成生態系の状況
人と海洋との関わり	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	海水浴場、潮干狩り場、海釣り公園・観光地引網、サーフスポットの位置
	海域公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況	海域公園、観光遊覧船コース、主なダイビングスポット、景勝地の位置
	漁場としての利用状況	漁場の分布 漁業法第 52 条に基づく指定漁業の許可状況 漁業権の設定状況
	沿岸における主要な航路としての利用状況	航路の分布
	海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況	海底ケーブルの敷設位置 鉱物資源が確認されている分布域

注：海水中の溶存酸素量並びに海水中の有機物量及び栄養塩類の量については、海洋投入処分しようとする一般水底土砂の強熱減量が1.6～10.2%と20%以下であること、排出海域が沖合で閉鎖性の強い海域では無いことから事前評価項目としない。